

島原地域広域市町村圏組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則

平成28年3月29日規則第2号

改正 令和8年3月23日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、管理者及び管理者の権限に属する事務を委任された者（以下「管理者等」という。）が行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第3章第2節及び島原地域広域市町村圏組合行政手続条例（平成28年島原地域広域市町村圏組合条例第1号。以下「組合条例」という。）第3章第2節の規定により行う聴聞並びに法第3章第3節及び組合条例第3章第3節の規定により行う弁明の機会の付与の手続について、他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(聴聞の通知)

第2条 法第15条第1項又は組合条例第15条第1項の規定による通知は、聴聞通知書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第15条第4項及び組合条例第15条第4項の規定により公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く場合及び管理者等の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く場合においては、次項に規定する聴聞公示通知書に掲げる事項を表示して行うものとする。

3 法第15条第4項（法第22条第3項において準用する場合を含む。）又は組合条例第15条第4項（組合条例第22条第3項において準用する場合を含む。）の規定により掲示場に掲示する場においては、聴聞公示送達書（様式第2号）を掲示して行うものとする。

(聴聞の期日の変更)

第3条 法第15条第1項又は組合条例第15条第1項の規定による通知を受けた者（法第15条第3項後段又は組合条例第15条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、やむを得ない理由がある場合には、管理者等に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。

2 管理者等は、前項の規定による申出により、又は職権により、聴聞の期日を変更することができる。

3 管理者等は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかに、聴聞期日変更通知書（様式第3号）により当事者及び参加人（その時まで法第17条第1項又は組合条例第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は同項の規定による許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

(代理人)

第4条 法第16条第3項（法第17条第3項又は第31条において準用する場合を含む。）又は組合条例第16条第3項（組合条例第17条第3項又は第29条において準用する場合を含む。）

む。)の規定による証明は、委任状(様式第4号)を管理者等に提出して行うものとする。

- 2 法第16条第4項(法第17条第3項又は第31条において準用する場合を含む。)又は組合条例第16条第4項(組合条例第17条第3項又は第29条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、代理人資格喪失届(様式第5号)を管理者等に提出して行うものとする。

(関係人の参加許可の手続)

第5条 法第17条第1項又は組合条例第17条第1項の規定による許可を受けようとする者は、聴聞の期日の7日前までに、参加許可申請書(様式第6号)を主宰者に提出するものとする。

- 2 主宰者は、法第17条第1項の規定により許可したときは、速やかに、参加許可通知書(様式第7号)を当該許可を申請した者に通知しなければならない。

(文書等の閲覧の手続)

第6条 法第18条第1項又は組合条例第18条第1項の規定により閲覧を求めようとする者は、資料閲覧請求書(様式第8号)を管理者等に提出するものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

- 2 管理者等は、法第18条第1項又は組合条例第18条第1項の規定による閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該閲覧を請求した者に通知しなければならない。この場合において、管理者等は、聴聞の審理における当該当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないよう配慮するものとする。

- 3 管理者等は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合に、当該審理において閲覧させることができないとき(法第18条第1項後段又は組合条例第18条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。)は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該閲覧を請求した者に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第22条第1項又は組合条例第22条第1項の規定により、当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

(主宰者の指名)

第7条 法第19条第1項又は組合条例第19条第1項の規定による主宰者の指名は、聴聞の通知の時までに行うものとする。

- 2 主宰者が法第19条第2項各号又は組合条例第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、管理者等は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

(補佐人の出頭許可の手続)

第8条 法第20条第3項又は組合条例第20条第3項の規定による許可を受けようとする者は、聴聞の期日の7日前までに、補佐人出頭許可申請書(様式第9号)を主宰者に提出するものとする。ただし、法第22条第2項(法第25条後段において準用する場合を含む。)

又は組合条例第22条第2項（組合条例第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

2 主宰者は、法第20条第3項又は組合条例第20条第3項の規定による許可をしたときは、速やかに、補佐人出頭許可通知書（様式第10号）により当該許可を申請した者に通知しなければならない。

3 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、自ら陳述したものとみなす。

（聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持）

第9条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（聴聞の期日における審理の公開）

第10条 管理者等は、法第20条第6項又は組合条例第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理の公開を相当と認めたときは、聴聞の期日、場所及び事案の内容を公示するとともに、当事者及び参加人（その時まで法第17条第1項若しくは組合条例第17条第1項の求めを受諾し、又は法第17条第1項若しくは組合条例第17条第1項の許可を受けている者に限る。）に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

（陳述書の提出の方法）

第11条 法第21条第1項又は組合条例第21条第1項の規定による陳述書の提出は、提出する者の氏名、住所、聴聞の件名及び当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載した書面により行うものとする。

（聴聞の続行の通知）

第12条 法第22条第2項本文又は組合条例第22条第2項本文の規定による通知は、聴聞続行通知書（様式第11号）により行うものとする。

（聴聞調書及び報告書の記載事項）

第13条 法第24条第1項又は組合条例第24条第1項に規定する調書は、聴聞調書（様式第12号）とする。

2 聴聞調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 法第24条第3項又は組合条例第24条第3項に規定する報告書は、様式第13号とする。

（聴聞調書及び報告書の閲覧の手続）

第14条 法第24条第4項又は組合条例第24条第4項の規定により閲覧を求めようとする者は、聴聞調書・報告書閲覧請求書（様式第14号）を、聴聞の終結前であつては聴聞の主宰者に、聴聞の終結後であつては管理者等に提出してこれを行うものとする。

2 主宰者又は管理者等は、法第24条第4項の規定により閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該閲覧を請求した者に通知しなければならない。

（聴聞の再開の通知）

第15条 法第25条において準用する法第22条第2項本文又は組合条例第25条において準用する組合条例第22条第2項本文の規定による通知は、聴聞再開通知書（様式第15号）により行うものとする。

（弁明書の提出）

第16条 法第29条第1項又は組合条例第27条第1項に規定する弁明書は、様式第16号とする。

（弁明の機会の付与の通知の方式）

第17条 法第30条又は組合条例第28条の規定による通知は、弁明の機会付与通知書（様式第17号）により行うものとする。

2 法第31条において準用する法第15条第4項及び組合条例第29条において準用する組合条例第15条第4項の規定により公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く場合及び管理者等の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く場合においては、次項に規定する弁明の機会付与公示通知書に掲げる事項を表示して行うものとする。

3 法第31条において準用する法第15条第4項又は組合条例第29条において準用する組合条例第15条第4項の規定により掲示場に掲示する場合においては、弁明の機会付与公示送達書（様式第18号）を掲示して行うものとする。

（雑則）

第18条 この規則に定めるもののほか、管理者等が行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月23日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

聴 聞 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

管理者等



行政手続法第15条第1項  
次のとおり聴聞を行いますので、  
島原地域広域市町村圏組合行政手続条例第15条第1項  
の規定により通知します。

聴聞の件名	
予定される不利益処分の内容	
予定される不利益処分の根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
聴聞の期日	
聴聞の場所	
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	
聴聞の主宰者	聴聞の公開の有無

注意

- 1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類若しくは証拠物を提出することができます。
- 2 聴聞が終結するまでの間、不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 3 聴聞の期日には、代理人を出頭させることができます。この場合には、委任状を提出してください。
- 4 聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、補佐人出頭許可申請書を聴聞の期日の7日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 5 やむを得ない理由がある場合には、聴聞の期日の変更を申し出ることができます。
- 6 聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。
- 7 正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、聴聞の期日への出頭に代わる陳述書及び証拠書類又は証拠物を提出しない場合は、聴聞を終結することがあります。

聴 聞 公 示 送 達 書

島原地域広域市町村圏組合告示第 号  行政手続法 島原地域広域市町村 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないので、 第15条第3項 の規定により、次のとおり公示します。 圏組合行政手続条例第15条第3項 なお、不利益処分の名宛人となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつでも交付するので 申し出てください。 年 月 日 島原地域広域市町村圏組合 管理者 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
聴 聞 の 件 名	
不利益処分の名宛人となるべき者の氏名	
不利益処分の名宛人となるべき者の住所	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	

注意 行政手続法第15条第3項 島原地域広域市町村圏組合行政手続条例第15条第3項 の規定により、掲示を始めた日から起算して2週間を経過したときは、聴聞通知書の送達があったものとみなされます。

様式第3号(第3条関係)

聴聞期日変更通知書

第 号  
年 月 日

様

管理者等



島原地域広域市町村圏組合聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則第3条第3項の規定により次のとおり聴聞の期日を変更したので通知します。

聴聞の件名		
聴聞の期日	変更前	
	変更後	

様式第4号(第4条関係)

委 任 状

年 月 日

(あて先)管理者等

住所

氏名 ⑩

{ 法人の場合は、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名 }

私は、次の者を代理人と定め、聴聞(弁明)に関する一切の行為を委任します。

聴聞(弁明)の件名	
氏 名	( 年 月 日生)
住 所	

代理人資格喪失届

年 月 日

(あて先)管理者等

届出者 住所

氏名 ⑩

{ 法人の場合は、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名 }

次の代理人は、その資格を失ったので、

行政手続法 島原地域広域市町村 圏組合行政手続条例	{	第16条第4項	}	の規定	
		第17条第3項において準用する			法第16条第4項 組合条例第16条第4項
		第31条において準用する			法第16条第4項 組合条例第16条第4項

により届け出ます。

聴聞(弁明)の件名	
氏 名	( 年 月 日生)
住 所	

参加許可申請書

年 月 日

(あて先)主宰者

申請者 住所

氏名 ⑩

{ 法人の場合は、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名 }

私は、聴聞に関する手続に参加することについて、行政手続法第17条第1項  
島原地域広域市町村圏組合行政手続条例

第17条第1項 の規定により許可を受けたいので申請します。

聴聞の件名	
利害関係の内容	

様式第7号(第5条関係)

参加許可通知書

第 号  
年 月 日

様

主宰者



年 月 日付けで申請のあった聴聞に関する手続への参加については、

行政手続法第17条第1項  
島原地域広域市町村圏組合行政手続条例第17条第1項

の規定により次のとおり許可したので

通知します。

聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	
聴聞に関する事務を 所掌する組織の名称 及び所在地	

資料閲覧請求書

年 月 日

(あて先)管理者等

請求者 住 所

氏 名 ⑩

{ 法人の場合は、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名 }

行政手続法第18条第1項  
島原地域広域市町村圏組合行政手続条例第18条第1項  
の規定により、次のとおり不利益処分  
の原因となる事実を証する資料の閲覧を請求します。

聴聞の件名	
閲覧しようとする資料の名称	

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

(あて先)主宰者

申請者 住 所

氏 名 ⑩

{ 法人の場合は、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名 }

次の聴聞について補佐人とともに出頭することについて、  
行政手続法  
島原地域広域市町村圏組合

第 20 条 第 3 項  
行政手続条例第 20 条第 3 項 の規定により許可を受けたいので申請します。

聴 聞 の 件 名	
補 佐 人 の 氏 名	( 年 月 日生)
補 佐 人 の 住 所	
申 請 者 と の 関 係	
補佐させようとする 事項	

様式第 10 号(第 8 条関係)

補佐人出頭許可通知書

第 号  
年 月 日

様

主宰者



年 月 日付けで申請のあった、補佐人とともに出頭することについては、  
行政手続法第 20 条第 3 項 の規定により次のとおり許可した  
島原地域広域市町村圏組合行政手続条例第 20 条第 3 項  
ので通知します。

聴聞の件名	
補佐人の氏名	
補佐人の住所	

様式第 11 号(第 12 条関係)

聴 聞 続 行 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

主宰者



次のとおり聴聞を続行するので、行政手続法第 22 条第 2 項  
島原地域広域市町村圏組合行政手続条例第 22 条第 2 項  
の規定により通知します。

聴 聞 の 件 名	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	

様式第 12 号(第 13 条関係)

聴 聞 調 書 年 月 日 主宰者 職名 氏名 <span style="float: right;">印</span>	
聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	
出頭した当事者(代理人・補佐人)の住所及び氏名	
出頭した参加人(代理人・補佐人)の住所及び氏名	
出頭しなかった当事者の住所及び氏名並びに出頭しなかったことについての正当な理由の有無	
出頭しなかった参加人の住所及び氏名	
管理者等の職員の職名及び氏名	
管理者等の職員の説明の要旨	
当事者、参加人、代理人及び補佐人の陳述の要旨(提出された陳述書における意見の陳述を含む。)	
証拠書類等の標目	
その他参考となるべき事項	

様式第 13 号(第 13 条関係)

報 告 書

年 月 日

様

主宰者



行政手続法第 24 条第 3 項  
島原地域広域市町村圏組合行政手続条例第 24 条第 3 項  
の規定により報告します。

聴 聞 の 件 名	
不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の主張並びにその理由	
主 宰 者 の 意 見	

聴聞調書・報告書閲覧請求書

年 月 日

(あて先)主宰者  
〔聴聞の終結後にあ  
つては管理者等〕

請求者 住 所

氏 名 ⑩

〔法人の場合は、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

行政手続法第 24 条第 4 項  
島原地域広域市町村圏組合行政手続条例第 24 条第 4 項

の規定により、次のとおり

聴聞調書又は報告書の閲覧を請求します。

聴 聞 の 件 名	
閲 覧 し よ う と す る 書 類 の 名 称	

注意 聴聞の終結前にあつては当該聴聞の主宰者に、聴聞の終結後にあつては管理者等に請求すること。

聴 聞 再 開 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

主宰者



次のおり聴聞を再開するので、行政手続法第 25 条  
島原地域広域市町村圏組合行政手続条例第 25 条

において準用する 法第 22 条第 2 項 の規定のより通知します。  
組合条例第 22 条第 2 項

聴 聞 の 件 名	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	

様式第 16 号(第 16 条関係)

弁 明 書

年 月 日

(あて先)管理者等

提出者 住 所

氏 名 ⑩

{ 法人の場合は、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名 }

弁 明 の 件 名	
弁 明	

弁明の機会付与通知書

第 号  
年 月 日

様

管理者等



次のとおり弁明の機会を付与しますので、  
の規定により通知します。

行政手続法第 30 条  
島原地域広域市町村圏組合行政手続条第 28 条

弁明の件名	
予定される不利益処分の内容	
予定される不利益処分の根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	
口頭による弁明の機会付与の有無	
口頭による弁明の機会付与の日時	
口頭による弁明の機会付与の場所	

弁明の機会付与公示送達書

島原地域広域市町村圏組合告示第 _____ 号  不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないので  第 31 条 _____ 村圏組合行政手続条例第 29 条 _____ 規定により、次のとおり公示します。  なお、不利益処分の名宛人となるべき者に対しては、弁明の機会付与通知書をいつでも交付するので申し出てください。  _____ 年 _____ 月 _____ 日	行政手続法 島原地域広域市町 法第 15 条第 3 項 組合条例第 15 条第 3 項  島原地域広域市町村圏組合 管理者 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>
---	---

弁明の件名	
不利益処分の名宛人となるべき者の氏名	
不利益処分の名宛人となるべき者の住所	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	
口頭による弁明の機会付与の有無	
口頭による弁明の機会付与の日時	
口頭による弁明の機会付与の場所	

注意 行政手続法 第 31 条 \_\_\_\_\_ 法第 15 条第  
 島原地域広域市町村圏組合行政手続条例第 29 条 \_\_\_\_\_ 組合条例第  
 第 3 項 \_\_\_\_\_ の規定により、掲示を始めた日から起算して 2 週間を経過したときは、  
 15 条第 3 項 \_\_\_\_\_  
 弁明の機会付与通知書の送達があったものとみなされます